

ふるさと創生まちづくり調査  
特別委員会会議録

(平成28年 2月 8日)

長 与 町 議 会

長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会会議録

本日の会議 平成 2 8 年 2 月 8 日

招 集 場 所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副委員 長	西 岡 克 之
委 員	浦 川 圭 一	委 員	中 村 美 穂
委 員	安 部 都	委 員	饗 庭 敦 子
委 員	安 藤 克 彦	委 員	金 子 恵
委 員	分 部 和 弘	委 員	喜々津 英 世
委 員	山 口 憲 一 郎	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二	委 員	吉 岡 清 彦
委 員	竹 中 悟		

出席委員外議員

議 長 内 村 博 法

職務のため出席した者

議会事務局長	濱 口 務	議事課長	中 山 庄 治
議事係長	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

企画振興部長 松 尾 義 行  
（企画課）  
課 長 久保平 敏 弘

本日の委員会に付した案件

- (1) 公共施設総合管理計画について
- (2) 長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会中間報告について

開 会 1 0 時 0 0 分

散 会 1 1 時 4 8 分

## ○委員長（岩永政則委員）

それではですね、定足数に達しておりますので、ただいまから長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を開会させていただきます。

まず、（１）の公共施設等総合管理計画に関することを議題といたします。本日は、公共施設等管理計画について共通認識を深めるという意味で、内容等の説明を主に申し上げたいというふうに予定をいたしておるところでございます。初めに、公共施設等管理計画策定についての概要、および策定に当たっての指針について説明を求めます。

これは松尾企画部長並びに、久保平課長、両者から説明を合わせて申し上げますので、よろしく願いをいたします。

最初に企画部長から、どうぞ。

## ○企画振興部長（松尾義行君）

皆さんおはようございます。

それでは、議題のですね、①公共施設等総合管理計画策定についての要請というものとそれから策定に当たっての指針についてということで、ご説明をさせていただきます。まず初めに、資料１の方でございますけれども、この総合管理計画の策定について、国の方から要請があったことについて、その背景などについてご説明をさせていただきます。一枚めくっていただきまして、これは平成２６年４月２２日に総務大臣から都道府県と政令指定都市の市長に送られた通知文書でございますけれども、これによりまして、公共施設等総合管理計画を策定をお願いしますということで来た文書でございます。それで、この背景でございますが、資料５の方にですね、県がもう既に作っております基本方針というのがありまして、この中の７ページの方ちょっと、７ページちょっとミスプリントがあったので後から、一枚差し込んでおりますけれども、グラフがあるかと思っておりますので、そのグラフを見ていただければ分かりますとおり、これはもう全国的な問題でございますけれども、高度経済成長以降にですね、行政需要が増大したということで、大体昭和４０年代から６０年代にかけて、そういう需要が増大したということで、学校とか、公営住宅とか、そういったたくさん公共施設の充実が求められたということで、そこにずっと山ができてますけれども、集中的に整備がなされてきたと。これはもう全く、全国的に変わりがないところでございます。今、現状では大体建物は４０年から５０年ほどで建て替えを行ってきたところですので、そのことから考えますと、もうこの中で早いものについてはもう既に建てかえの時期を迎えていると。今後、どんどんその山が大きな山を迎えるということになっております。これは建物についての１例でございますけれども、インフラ、道路とかですね、そういったものにつきましてもどんどん古くなってきて、こういう山がもうすぐ来るというのは同じ状況でございます。こうした状況で非常に厳しい財政状況でもありますし、また、将来的には先般から人口ビジョンというのを策定したりしておりますけれども、人口減少が見込まれるということで、そういう中であって財政の健全性を確保しながら、それから住民のニーズの変化に的確に対応し

て、施設の統廃合でありますとか、転用、そういったことを進めて、公共団体としては施設の保有総量を、持っているものを抑制していくということ、それから将来も必要となる施設については耐震補強をするとか、そういったことで延命を図る。で、その延命を図った時のコスト、それからどれだけ延命できるか、これと、完全に建てかえた時のコスト、それから供用期間がどれくらいになるかという、そういう比較といたしますかですね、そういった事をしながら総合的に施設をどうしていくかということを経、選択をしていくという必要があるということです。

それからまたもう一つは普段からですね、計画的に効率的な施設の維持補修ですね、予防保全と言いますが、そういったことをしながら、適切に維持保全を図っていくということも求められています。それからさらに将来必要とする施設であるかどうか、そういう見きわめというのも大事になって参りますので、建てかえが適切というふうに判断される施設につきましては、他の施設とあわせて、建てかえの時期が集中しないように、そこを分散させて財政の支出を平準化させていくと、そういったことが今後重要になってくるという、そういう背景がございます。そういう背景がありますので、このような状況を受けまして、国の方ではその文書にもございますけれども、中段以降にございますが、新しく造るということから賢く使うということへ変えていこうということが謳われております。そうした認識で国の方では先ほどちょっとありましたけれども平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画というのが策定をされました。地方公共団体におきましてこういう、国の動きと歩調を合わせてくださいということで、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するというところで、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定するように要請がなされたところです。この公共施設等総合管理計画ですけども、すいません、このカラー刷りの資料2の方を見ていただきたいんですが、この3枚目にですね、インフラ長寿命化計画の体系ということで、これが全体像になるわけですけども、今言いました国の方ではインフラ長寿命化基本計画というのを策定しまして、各省庁に置いている行動計画をいろいろ立てておるところでございます。これは全ての施設、建物だけではなくて道路とか河川とか、学校とか全ての公共施設を対象とした計画になりますので、そこに記載することの内容につきましては後ほど指針の方でご説明いたしますけれども、施設の概況とか、今後の人口推計ですね、それから中長期的な財政計画、そうしたものと照らし合わせたところで、公共施設をどのように管理していくかということについて、まず総合管理計画で大きな方針を立てるということになっております。さらに、その下に個別施設計画とございますけれども、個別の公共施設につきましては種別ごとに、個別施設計画を立てるという必要がございます。参考までに資料1の3枚目に、うちの長与町が保有する施設がどれだけ今、保有しているかということについて資料をつけております。上段の建物の方につきましては、これは26年度の一般会計の決算書にあります財産に関する調書、ここに記載された建物の延べ床面積の残高を記載したものです。下の方につきましては主なインフラ施設ということで、こ

れは各資産台帳等に記載された施設の数量ということでございます。ご覧になっていた  
だければ分かる通り、右側に個別計画の取組状況ということで、例えば、町営住宅に  
つきましてはもう既に、先ほど言いました個別の施設計画に当たるものとして、長与町  
公営住宅等長寿命化計画といったものがもう既に策定をされております。それからあと、  
道路、橋梁につきましても既に橋梁長寿命化修繕計画といったものが策定されてお  
りまして、予定としましては道路の舗装の維持管理計画というのを来年度策定をする、こ  
れは予算次第ということですが、一応予定としてはそのような予定になっております  
し、上下水道につきましても、そのような計画は既に策定をされているということで  
ございますので、先ほど言いました全体の計画として公共施設等総合管理計画をこれ  
から作るわけですが、既にできているやつはもう国交省からですね、早く作るよ  
うにと  
いう要請が別途あっておりますので、それに基づいて作ったものでございます  
けれども、既に作られたものがございまして、全体の方針としての総合管理計画  
につきましては、既にある個別計画と整合を図りながらですね、全体を見渡して計  
画を作っていくと、そのような状況になっております。私の方からは以上でござ  
いますので、方針の中身につきまして、課長の方から説明させていただきます。

#### ○企画課長（久保平敏弘君）

それではですね、私の方からは、まず資料の3ですね、公共施設等総合管理計画の策  
定に当たっての指針、総務省から発出された文書でございます。これとですね、資料5、  
長崎県公共施設等総合管理基本方針ですね、名称は基本方針となっておりますが、総  
合管理計画のことでございます。この県の基本方針はですね、国からの指針に忠実  
に策定されておりますので、例としてお示ししながら、それとあわせて県の計画  
の内容もご理解いただくという意味合いにおいて、この両方を一遍に、あわせてご  
説明申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。それでは、  
指針の1ページをご覧ください。導入部分は今、部長が申し上げたようなことが  
書いてあります。下段にあります第1という所からですね、具体的にどういった  
内容が求められているかということについてご説明申し上げます。

第1、総合管理計画に記載すべき事項ですね、1とございます。公共施設等の  
現況および将来の見通し、公共施設等および当該団体を取り巻く状況や将来に  
わたる見通し、課題を客観的に把握分析し、そしてその期間、できるだけ長  
期間であることが望ましいとされております。具体的にはその下に（1）から、  
その次のページにわたりまして（3）までございます。（1）老朽化の状況や  
利用状況をはじめとした公共施設等の状況、現況把握です。（2）総人口や  
年代別人口についての今後の見通し、30年程度が望ましいとされてお  
ります。次ページに行きまして、（3）公共施設等の維持管理修繕更新等  
に係る中長期的な経費の見込みや、これらの経費に充当可能な財源の見  
込み等というところがございます。まず、こういったものを県はですね、  
どういった形で整理をし、そして表現をしているのかということについて  
一緒に見ていただければと思います。

まず、公共施設等の現況及び将来の見通しは、資料5のですね、県の基本方針の2ページから5ページにかけて記載してございます。まず、2ページ以降からご説明申し上げますけれども、県の公共施設等の保有状況として、三つの類型に分けております。まず（1）建物施設、これは庁舎、学校、警察施設などですね、次ページに（2）インフラ施設、これは文字どおりインフラ、道路、港湾、河川などです。そして、4ページには公営企業等施設、具体的な交通局と県立大学ですね、この二つでございます。この3つの類型に分けて県は整理をしております。そして、ちょっと戻っていただきまして2ページ、建物施設につきましては、図表1ですね、行政財産、普通財産の内訳、行政財産はまた公用財産と公共財産ですね、整理をして、こういった形で示しております。棟数でいけば4,720棟、面積でいけば270万平米強、270万5,312平米という形になっております。3ページです。行政財産が約89%、普通財産が約11%の構成となっているというのが図表2でお示ししている部分でございます。続きまして、3ページの下段です。インフラ施設についてですね。ここからがインフラ施設について現況でございます。4ページをお開きください。インフラ施設の施設類型別内訳ですね。交通施設、交通安全施設、水砂防、下水、公園、農林水産基盤という形で各種のインフラ施設の保有状況を整理しております。こういった状況になっております。そして、4ページ下段、公営企業等施設、交通局と県立大学でございしますが、それは図表4にございます。5ページです。交通局、県立大学ごとのですね、棟数であったり面積であったり、こういう形で現況が整理をされているというところでございます。そして、続きまして具体的にどうなのかと、公共施設等の老朽化状況でございしますが、6ページをお開きください。また同じような累計です、建物施設につきまして、6ページに記載がございします。下段の文章をちょっとかいつまんで申し上げます。特に昭和46年から60年にかけて集中的に整備が進められたと。そういうことからですね、完成後40から50年で建てかえるのが一般的であり、このことから考えると今後、維持補修や更新の費用が増大し、大きな財政負担となることが予想されるという整理でございします。次が、7ページでございします。これは申し訳ありません、図表がですね、ちょっと、プリンターの不都合でうまく出力できておりませんので、差し込んでおりますが、竣工年別の内訳がこういった形になっております。続きましてインフラ施設につきましては、7ページ中段から下段にかけてでございします。橋長15メートル以上の橋梁では50年が経過しているものが82橋の11%。現在ではですね。それが20年後には321橋、43%となるということでございます。今後著しく老朽化が進んでいくということが示されております。トンネルにおきましても、50年経過が12本の9%、20年後には47本の36%ということが見込まれるという事がここで示してございます。8ページは橋梁とトンネルの架設年次別の推移でございします。9ページ、公営企業等施設、交通局と県立大学について、ここで、一定言及がございします。

それでは指針に戻っていただきまして、2ページの上段（3）の次の部分、2、公共

施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針というところでございます。これは、どういった方針を持って表現するかということが具体的に書いてございます。

(1) 計画期間ですね。これは県の方針で申しますとですね、18ページになります。計画期間につきましては、少なくとも10年以上の計画期間が必要であるということがここに、表現してございます。18ページですね、ちょっと県の方を見ていただきたいと思いますが、対象期間として、今後10から20年の期間に集中的に建て替え時期を迎えるということを考慮して今後10年間ということでは、今回策定をしているというところでございます。続きましてその下(2)ですね、指針に戻っていただきまして、全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理、共有方策についてでございます。文章の真ん中ほどにございます。全庁的な取り組み体制について記載することということがございます。それについて県はどう整理をしているかというところでございますが、同じく18ページの中段より下ですね、基本方針に基づき施設類型ごとに個別施設計画を策定し、具体的な取り組みを行うと。進捗管理については、県有財産管理運用本部会議、そういった会議を組織して、全庁的な調整、評価見直し等をそこで行うというふうにしております。続きまして、指針に戻っていただきまして(3)です。現状や課題に関する基本認識でございます。これは県では19ページでございます。指針に戻っていただきまして、公共施設等の維持管理、更新等がどの程度可能な状況にあるか、公共施設等の数量が適正規模にあるかなどについて、ここで整理をして記載をすることということになっております。これにつきまして、それでは県の方です、19ページですね、上段になります。文章の後半部分です。こうした現状や課題を踏まえると以下ですね。公共施設等の全体を把握し、長期的視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するということをまず一つ目の目標にしております。

そして二つ目です。その最適な配置を実現し、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進する必要があるという形で整理をしておるところでございます。それでは指針に戻っていただきまして、2ページの(4)でございます。公共施設等の管理に関する基本的な考え方というところを整理することが求められております。内容としては、どのように公共施設等を管理していくかということがまず第一点。第二点が将来的なまちづくりの視点から検討を行う必要があるということが二つ目。三つ目が、PPP、PFIですね、民間の活用などの考え方について記載することが望ましいということになっております。それでは県はそれをどう表現しているかという所が19ページの下段ですね、4です。公共施設等の管理に関する基本的な考え方です。で、まず基本方針の1といたしまして、資産の長寿命化というのを一つの方針として設定をしております。そして基本方針の2として、資産の総量適正化ですね、公共施設の総量が適正な水準にあるのかどうか。

そして三つ目、基本方針の三つ目、資産の有効活用について、この三つの基本方針と

して県は整理をしてございます。それではその資産の長寿命化というところでございますが、指針の2ページの下段に①点検診断等の実施方針とございます。これに対応して20ページに県も同じく実施方針をまとめております。指針でいきますと、点検、診断等の履歴を集積蓄積し、それを老朽化対策に生かしていくべきであるとされております。県におきましては、それを先ほどの三つの類型ごとに分けて整理をしておりますが、まず建物施設と公営企業施設をまとめて整理をしております。まず、日常的な巡視パトロールを徹底し、というのが一つです。二つ目が劣化度調査を実施する。そして、三つ目として、建築基準法の定期点検の対象建築物等については法定点検結果を活用するというふうに整理をしております。点検の方針ですね。インフラについてはどうなのかということでございますが、インフラ施設につきましては健全度評価や劣化予測から、対策工事に至ることを前提とするということを想定しております、数値情報や画像情報など可能な限りデータベース化していくということでございます。健全度評価という言葉が出て参りますが、それについての説明が中段にございます。点検により得られた劣化、損傷、欠陥等のデータをもとに、施設の状況が目標とする保有性能を上回っているかどうかを評価する、要は健全度を保っているかどうかを評価するということでございます。そしてその次でございますが、劣化予測です。これ文字どおりですね、将来における施設の劣化の進行状況を推定するというのが劣化予測でございます。これは、適切な劣化予測モデルを用いるとともに、これまでの補修履歴等を踏まえて実施をするということでございます。それでは次ですね、指針に戻っていただいて、②でございます。維持管理修繕更新等の実施方針です。まず点検診断を先ほど方針に従って実施をしたと。それを踏まえて、維持管理修繕更新等をどう考えるのみに実施するかということでございます。それにつきましては県の方の20ページの下段をお願いいたします。(2)の部分です。これも、建物施設等を公営企業等施設が一つ目のパターン、それとインフラ施設に分けて記載をしております。まず建物、公営企業等施設でございますが、予防的な維持管理修繕をすることがまず第1点ですね、これが予防保全型維持管理ということでございます。それにより長寿命化を図りますということでございます。そして、更新についての考え方は、維持管理修繕のしやすい構造とすることで、ライフサイクルコストを抑制しますということでございます。要は将来の維持管理修繕を想定した更新をするということでございます。続きまして、最下段です。インフラ施設についてでございますが、21ページに亘って整理をしております。インフラ施設については、21ページの1番上の文章です。四つの維持管理区分を定め、これに応じた維持管理水準を設定しますということです。まず、①予防維持管理ですね。これは、予防保全をもとにした維持管理としてございますが、先ほどの建物施設等と同じですね、劣化を予測して早目に対応するというところでございます。そして②ですね、事後維持管理、事後保全をもとにした維持管理という表現でございますが、これは劣化が顕在した後に修繕補修を行うと、言いかえればそういったことになろうかと思えます。これは経年的な損



傷以外の損傷によって健全性が左右されるもの、もしくは規模が小さいものですね、具体的には多分風水害等の影響が大きいような施設、それと規模が小さいものですね、これについては、劣化が顕在化した、目に見えるようになった後に修繕補修を行うというような考え方でございます。三つ目でございます。観察維持管理、目視観察を主体とした維持管理ということでございます。これは、補修や補強を行わず取りかえや更新で対応するということでございます。比較的小規模な、もしくは取り換えで済むようなやつですね。例としてカーブミラーや防護柵等ということでございます。そして④です。無点検維持管理、点検を行わない維持管理という表現でございますが、構造物の基礎など直接には点検を行うことが非常に困難なため、間接的な点検、具体的には測量地盤沈下、漏水の有無等から評価予測をします。率直に言って、直接には点検を行うのが非常に困難なものと、それはどうしようもないというところで無点検維持管理、どうしようもないとは言いながら測量、地盤沈下、漏水などによってですね、一定評価予測をします。この四つの類型での維持管理というのを県では想定をしているというところがございます。それでは、指針に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。③安全確保の実施方針でございます。点検診断等により高度な危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない公共施設等についての安全確保の基本方針を記載することとなっております。県に戻っていただきまして21ページの下段です。安全確保の実施方針、この部分でございますが、高度の危険性が認められた公共施設等については速やかに利用を休止する、応急措置やその他の修繕などの安全対策を実施しますということが書いてございます。そして、供用廃止した公共施設等については、安全確保のために立入り禁止措置を講じ、できるだけ早く除却売却等により対応をします。ごく当たり前のことですが、そういった形で整理をしてございます。続きまして指針に戻っていただいて、④耐震化の実施方針でございます。これは平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての観点もこれに含めるようにというところがございます。県の22ページ、(4)耐震化の実施方針でございますが、これも建物施設と公営企業等施設、それとインフラに分けて整理をしております。まず建物施設、公営企業等施設につきましては中段のマルです、県が所有する特定既存耐震不適格建築物の耐震化基本方針というもので、既に策定が進んでおるようでございます。で、四つの観点がございまして、一つ目が防災上重要な防災拠点施設についての耐震化を促進すると。二つ目、学校については避難施設としての指定を受けている。そういった建築物を重点的に耐震化すると、それとともに、日常的に児童や生徒が利用する建築物についても耐震化を促進するということですね。そして、③です。その他については、施設の重要性を考慮して耐震化に努めると。そして、四つ目です。県民が安心して利用できるよう、診断結果、耐震改修の実施状況を定期的に公表するというところでございます。県が既に策定を終えておりました耐震化基本方針をそのまま踏襲して、ここに表現をしているというところがございます。インフラ施設につきましては、その真ん中付近

にあります。平成24年度までに一般橋梁242橋の対策を既に完了していると、で、平成24年度長崎県地域防災計画の見直しに伴い、新たに定めた耐震補強対策橋梁21橋、あるそうですが、これについては36年度までに対策を実施するというところでございます。駆け足で申しわけありませんが、指針の3ページの⑤長寿命化の実施方針というところをご覧ください。公共施設等の長寿命化の実施方針について記載することとございます。これは、県では22ページの下段から23ページにかけてでございます。建物施設、公営企業等施設につきましては、昭和56年6月以降に設計建築された、耐震性を持つコンクリートづくりの建物については使用期間をおおむね65年というふうに想定をして、予防保全型維持管理を行っていくというところでございます。23ページの一番上の文章でございますが、予防保全型維持管理に必要な情報を、保全情報システムを利用し管理、活用するというところでございます。そして次のセンテンスですが、長期保全計画及び保全カルテ、そして個別施設計画を策定し、計画的な維持管理、修繕を実施するというところでございます。続きまして、インフラ施設についてはどうなのかということでございますが、2行目です。施設類型ごとに個別施設計画の策定に努めると。そして、その次の行ですが国のインフラ長寿命計画等で示された基準を参考に定めた対策を実施するというところでございます。それでは指針に戻っていただきまして、⑥、統合や廃止の推進方針でございます。これにつきましても、県は23ページの(6)において設定をしております。国や市町の施設と相互利用や、統合型公共施設などについて検討すると、施設の適正配置を推進しますという包括的な表現をここでしております。統合や廃止について具体的にどの施設をとというような形での表現ではなくて、包括的な表現にとどまっております。そして、その財源とか手法については、その1番下の部分の文章です。有利な地方債制度の積極的な活用を検討します。また、公共施設の集約化、複合化を実施するに当たってはPPP、PFIの積極的な活用を検討しますということをご想定しているというところでございます。それでは指針の3ページの⑦です。総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針でございます。これについてはですね、全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等、それと民間も含めた体制整備の考え方を記載することが望ましいとなっておりますが、これにつきましては県の方針においては特段の言及はございません。基本的に忠実に作ってはあります。これについては県にはないというところ。ただ、県の24ページ、(7)未利用施設処分の実施方針というもの、それとその下の(8)新たな有効活用の実施方針、これは逆に国の指針にはないんですが、県が独自に想定をしているというところでございます。設定をしているというものでございます。未利用施設処分の実施方針につきましては、活用の見込みがないものは、基本的に売却をします。解体撤去する建物施設については、公共施設等の除却に係る地方債の活用を検討するというところでございます。(8)新たな有効活用の実施方針。施設を経営資源として捉え、ロビーやエレベーターへの広告掲出制度に取り組むと。遊休施設の貸付なども検討するということを表現してございます。

それでは、慌ただしいですが、また指針に戻っていただきまして、（５）フォローアップの実施方針をご覧になってください。進捗状況について評価を実施するということが一つ。それと必要に応じ計画を改定する旨を記載することということが指針で示されており、それを踏まえまして、24ページの、県ではどうなのかというところですがフォローアップの方針の3行目、個別施設計画等に基づく点検診断等の実施を通じて基本方針の充実強化に努めるとともに、不断の見直しに取り組みますということです。それと一番最後の行ですが、概ね5年ごとに、基本方針の評価、見直しを実施しますということでございます。続きまして、指針の3、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針でございます。これは現状や課題に対する基本認識以下ですね、今、一緒に見ていただきましたこういった観点を、類型ごとに改めて整理したものでございますが、県では25ページから49ページまで、具体的には建物施設で、庁舎、学校、27ページが学校です。29ページは警察施設、30ページが職員公舎といった形で、それぞれ現状と課題それと管理に関する基本的な考え方として、点検診断の実施方針、維持管理修繕、更新等の実施方針、安全確保、耐震化、長寿命化、統合や廃止、それぞれの実施方針を、施設の類型ごとに整理をしたというものが25ページ以降でございます。これについては後ほどお目通しいただければと思います。そして、指針に戻っていただきまして3ページの最下段、総合管理計画策定に当たっての留意事項でございます。こういったことに留意をして策定を進めるようにという国の要請でございます。4ページ、1、行政サービス水準等の検討、ちょっと、かいつまんで読んでみますが、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいと、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるかどうか、言うなれば、民間が代替することが可能じゃないのかというような観点で検討する必要があるということでございます。

続きまして2ですね。公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定見直し、総合管理計画は必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提とはしていないと。まずは現段階において整理をして策定されたいことということでございます。そして一番最後の部分ですが、当該計画及び個別実施計画に基づく点検診断等の実施を通じて、不断の見直しを実施し、順次充実させていくことが適当であるということですね。作って終わりということではなくて、不断の見直しを実施して、充実させる必要があるというところでございます。続きまして3です。議会や住民との情報共有等ですね。これにつきましては、事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ、策定する事が望ましいということでございます。続きまして4です。数値目標の設定ですね。いろいろ書いてございますが、3行目です。公共施設等の数、延べ床面積等に関する目標や、トータルコストの縮減平準化に関する目標など、できる限り数値目標を設定することが必要ということでございます。続きまして5です。PPP、PFIの活用について。これは当該計画に限らず、現在必要とされているものでございますが、民間の技術、ノウハウ、資金等を活

用することが有効な場合もあるということから、PPP、PFI手法の積極的な活用を検討されたいことということでございます。続きまして、6です。市区町村域を越えた広域的な検討等について。例えば定住自立圏形成協定の圏域など、広域的な視野をもって計画を検討することが望ましいということでございます。続きまして7番目ですね。合併団体等の取り組みについてですが、これは本町には直接関係はございません、公共施設等の統廃合の難航などが課題となっているということ、それと、都市部に比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいるということからですね、早急に策定を検討していくことが望ましいということでございます。人口減少や高齢化によって行政需要が大きく変化していくと。それに見合った将来的な公共施設の規模であったり、種類であったり、そういったものを計画の中で想定をするということが必要だということです。そして、その次、第3、その他としてございます。インフラ長寿命化基本計画についての言及がございます。これは今日お配りしておりますのが国のインフラ長寿命化基本計画、その長与町版というものを28年度において策定をしようというものでございます。総合管理計画は、これに該当するものであると。地方において国のインフラ長寿命化基本計画に該当するものであるということがここで示されております。そして、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められているということでございます。それに加え各インフラの所管省庁より、技術的助言等が実施される予定となっているということですので、こういったことを参考にして、踏まえながら策定を進めていくということになるかと思えます。そして、2でございます。公営企業分野に係る施設について。公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となることということでございます。県の方針にも盛り込んでございます。続きまして6ページをお願いいたします。5です、総合管理計画の策定に係る財政措置等について。平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置を講じることとしているということでございます。ですから、28年度はその最終年度ということになります。そういうこともあって、28年度中の策定を目指しているところでございます。そして、その2行下、平成26年度から総合管理計画に基づく公共施設等の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられているところでございます。これは具体的には、いつまでという表現はございませんで、当分の間ということでございます。総合管理計画に基づく除却処分について、地方債の充当を認める特例措置が講じられたというところでございます。続きまして6です。地方公会計（固定資産台帳）との関係でございます。その二つ目のセンテンス、総合管理計画は現時点においては、固定資産台帳の作成や、公会計の整備を前提とするものではない、現時点においては前提とはしておりませんが、将来的には、1番下の文章ですが、将来的には固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであるとされております。ちなみに本町におきましては、固定資産台帳の作成もしくは公会計の整備につきましては、財務課におきまして、一定、作業を進めているというところでございます。それとですね、すいません、県の方針の10ページをお開きいただきたいと思えます。前後して申し訳

ありません。県の、今後の県内人口の見通しですね、それを踏まえて、どういった管理をしていくのかということを経営管理計画に表現するわけですが、10ページは、国立社会保障人口問題研究所の試算による人口の推移でございます。2040年には105万人ということですね、このまま放置すると105万人に県の人口が減ってしまうと、11ページでございますが、長崎県の長期人口ビジョンですね、これによりますと、県は、同じく2040年で見ますと115万4,000人と、国の推計よりも10万人以上ですね、減少を抑制するということを想定しております。県はこの長期人口ビジョンを踏まえて、当該方針を策定しているというところでございます。12ページをご覧ください。12ページのグラフですが、これは、既存の施設を同じ規模、同じ構造で、そのまま何も考えずに更新した場合の各年度ごとの経費の試算でございます。右肩にございますが、それを全部合わせますと、40年間で5,331.3億円が今後必要になってくるというところでございます。それを、先ほどいろいろございましたが、長寿命化を図った場合が、13ページのグラフでございます。グラフを比較していただくと一目瞭然ですが、平準化ですね、山や谷がずいぶんなだらかになっていると、平準化の効果が見てとれますし、右肩ですが、40年間の更新費用総額が3,863.5億円です。先ほどは5,331億でしたので、40年間で1,467億円。年間で36億円のコスト削減が見込まれると、そういったことでございます。14ページ、15ページはそれを同じような考えで、インフラですね、橋梁とかトンネルで試算したものでございます。これらについても平準化とトータルコストの削減が明らかであるというところでございます。以上ですね、国が示した指針及び長崎県公共施設等管理方針について、ご説明申し上げたわけでございます。本町でも国の指針に忠実に、それと長崎県の方針及び国の技術的助言を踏まえながら、平成28年度中の策定を目指したいと考えておるところでございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

約1時間ぐらいかけて、今説明を、ほぼ1時間ぐらいかかったんですけども、休憩をしたいなというふうに思うんですが、どうですかね。いいですか、そのまま。順序よく今度は質疑をしていこうと思います。

11時5分まで休憩します。

（休憩 10時55分～11時04分）

#### ○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

今、次第を差し上げておりますが、(1)の①、②、③ですね。それと③の県の基本指針について、①と③を説明いただいたわけですね。あと説明が②が残っておりますが、今までの説明に対する質疑を受けた後に、②に行きたいというふうに思います。

①につきましては、資料の1ならびに資料の2ですね。これに基づいて説明が部長からあったわけなんです。これにつきまして何か不明な点がございませぬかね。大体、執

行側も、4月に組織改革があつて、所管が変わるような話も出ております。したがいまして、今日ですね、説明の時間をたくさんとっておりますが、できるだけ共有をですね、冒頭申し上げましたように、共通認識を持つという意味から、説明を長く時間をとらせていただいております。ご理解いただきまして、今から質疑に入りたいと思います。

資料1並びに資料2についてですね、何か質問ございませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

国等からの技術的な助言等というふうに書いてあるんですよ。この技術的助言だけじゃなくて、等ということになりますと、例えばどのあたりのことが出てくるのかなというのが若干気になるんですが、例えば、他自治体との連携なんかもありますけど、こういう事も含めて、このあたりは隣の自治体にある施設を使いなさいとか、そういった事まで含めて助言がなされる可能性もあるのかどうか、このあたりいかがお考えでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

資料1と2です。堤委員。今のは後に受けたいと思います。

他に。資料1と2ですね。いいですか、ないですかね。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

ちょっと確認させていただきます。今回28年度までに公共施設総合管理計画を策定すると、28年度中に資料1にある、町内の長寿命計画がある部分がありますよね。事前に町営住宅の場合は平成27年度からと橋梁等は22年。いろいろ年度がさまざまなんですが、これは公共施設総合管理計画との兼ね合いはどう考えたらいいんですか。これが長寿命計画と総合管理計画とのつながりといいますかね、同じような形で見ていいものなのか、それとも改めて、こういう所は、その総合管理計画によって、また計画内容が変わっていくものなのか。そこが一つお伺いしたいのと。申し訳ないです。ちょっと関連してますんで、資料5の県の2ページの、公共施設の現状および将来の見通しということで、ここがちょっとよく分からなかったんで教えていただきたいんですけど、図表1の行政財産と普通財産っていうふうにありますよね、本町のこの資料では分けてはないんですけども、それは、分ける必要ないものなのかですね、この資料1の部分がちょっと再度その辺をお伺いしたいというふうに思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

松尾部長。

**○企画振興部長（松尾義行君）**

先ほど資料1の方の3枚目で、既に個別の計画を策定しているものがございますという説明をしました。これは先ほど申し上げましたインフラ長寿命化基本計画というのが国で策定をされましたので、これを受けて、特に国交省の方から先に総合管理計画につ

いては総務省から来ておりますけども、国交省からこういった計画を早く作りなさいという要請は先に来てるわけですね。一つ言ってしまうと、この計画を立ててないと補助金が受けられないということになってますので、例えば下水道であればもうずっと5年スパンで計画を作っていくというようなことも既になってますので、ただ先ほど言いました、この資料の個別計画というのがございますけど、既にもうあるものを、また改めてということではなくて、既にあるものにつきましては、逆にそちらの方針を、総合管理計画の大まかな方針の方に吸い上げるような形になっていくのかなと思ってますので、既にあるものとの整合を図りながら、ちょっと逆になりますけど、上の方針を作っていくとそういったような形になってます。

先ほど県の方の資料で、行政財産と普通財産ということがございましたけども、これにつきましては、今こちらの資料1の方に付けておりますのは、急遽どれぐらい今あるかということで、決算書を基に作ったところがございますので、これについては当然、町の財産としても行政財産、普通財産というのはございますので、きちんと作る時には、そういった仕分けはしていくことになると思います。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

資料1でお伺いしますけれども、いろいろ項目がある中で結構な箇所数があつて、さらに先ほどご説明いただいたいろんな指針をきちっと精査しながらというふうなことで、素人なりに考えてかなりの事務量が、相当なものになろうかなと思うんですが、28年度中、全部はできないのかもしれませんが、全体を28年度中にできるのか、それとも何割程度が28年度中に計画が策定できるのか、このあたりの現在のお考えはどうなってるのか。

○委員長（岩永政則委員）

部長、意味わかりましたか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

総合管理計画を28年度中に策定するというので、先ほどご説明の中で全てをしなくても云々というのがありましたけれども、町としては28年度中にはどのくらいの内容を管理計画として策定できるのかですね。

○委員長（岩永政則委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

先ほどからご説明しているとおりですね、総合管理計画そのものはこの建物一つ一つについての計画を立てていくということではございません。

全体をどうしていくか、インフラも含めて建物も含めて、全体で財政計画と照らし合

わせてですね、どれくらいの予算があって、その中で建物をもあり、インフラもありということで、突出した部分をどうならしていくかというようなそんな大きな計画のところになりますので、この資料1にありますように、確かにたくさんのもがあって、その中でもインフラについては一定、個別のものについてはですね、計画も既にできてまして、どこもそうなんですけど、一番弱いのが庁舎、学校、それからその他とありますが、これは例えば、ふれあいセンターであったりとか、公民館とかそういった施設になるわけですけども、今まで全くそういったもの何も診断もしてないし、計画も立ててないというのは特にそういった部分が弱い所になって参りますので、28年度やるとすれば、まずこの建物についてはどういう状況かというところは調べていかなきゃいけないと。それを大きな方針の方に反映させるという形になりますので、例えば、住宅等につきまして、既にこういう形でどうやっていきたいと思いますかということについては、もう計画ができてますので、それについても特に触るつもりはございませんので、先ほどの県にありましたように、施設ごとの県のやつの25ページ以降ですね、既にこの計画の中に書いてある事、その方針をこちらに総合管理計画に反映をさせていくというような形になりますので、28年度、特にこういういろいろ診断をしたりということをしなければならぬのは、こういった庁舎とか学校とかそういったものになってくると思います。

この県のを参考にしますと、県の資料の50ページ、51ページに施設類型ごとの管理に関する工程表というものが載っております。

これは、今言いました、資料1にあるのと同じように、既にインフラについては、いろんな計画がされています。その中で一番弱いのは、一番上の段にあります、庁舎、学校、警察施設、こういったものについては、今までそういった計画がございませんでしたので、県の方は27年度に総合管理計画ということで一番大きな方針を立てまして、それから28年度ごとに見ていただければ分かるように、建物ごとの長期保全計画を作ると。個別計画については28年度までに作りなさいということにはなっていませんので、大きな方針を受けて個別計画がないところについては、それ以降で作っていきなさいという形になっておりますので、状況としてはそういう状況になっています。以上です。

#### ○委員長（岩永政則委員）

堤委員。いいですかね。

総合管理計画そのものは、28年度に策定を済ませると。全体のですね。それを前提に進めていくという考え方ですね。

それではですね、次にないですか。

次に資料3について、指針につきましてですね、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

先ほど、国からの助言云々という堤委員の質問がここに入るんですかね。もう1回。

堤委員。



**○委員（堤理志委員）**

国の方から、その他の所で、技術的な知見、ノウハウ等、技術的助言等を国の方からもやるということですが、その前の所で、広域的な検討という所で、例えば他の近隣の自治体の公共施設を利用したらどうかとか、そのあたりまで含めて助言がされるものなのか、されると断言はできないかもしれませんが、そういった所まで含めた助言なのかをちょっとお伺いしたい。

**○委員長（岩永政則委員）**

久保平課長。

**○企画課長（久保平敏弘君）**

助言等となっている部分はですね、たぶん各種の情報等を含めてそういった表現になっているものだと思います。

例えば、前の項目として広域的な観点が述べられておりますけれども、国からそういった個別具体的なその計画の内容について、国の考えを示すというようなことは一切想定されておられません。

これはあくまでも主体的にこういった観点も含めて計画の策定を進めてほしいという、あくまでも国の姿勢を示したものでありまして、それが具体的な技術的助言とかですね、そういった形で示されるということはこれまでもございませんでしたし、多分、今後も無いものだと考えております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

堤委員。いいですかね。

その他に。資料3につきまして、質疑ございませんか。いいですか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

4ページの2つという所で、公共施設等の実態把握および総合管理計画の策定見直しという所ですね。ここで、必ずしも全ての公共施設の点検を実施した上で策定することを前提にしたものではないとか、云々かんぬんという所を読んだ中で、なかなかそれでは全体的な規模がどのくらいになるのかとか、全体的な経費がどうなるのかっていうのは、少し先の方じゃないとつかめないという、ちょっとこのあたり町としてどうなのか、全体的な予算とか時期なんかが、なかなかつかめないんじゃないかと思うんですが、このあたりはいかがでしょう。

**○委員長（岩永政則委員）**

松尾部長。

**○企画振興部長（松尾義行君）**

ここに書いてますのは、特に自治体にあまり負担をかけないような形で、国からも今、先ほどから言ってるように、例えば診断、きちんと外壁の打診をしたりとかですね、そういったところまですれば、負担が大きくなりますので、そこまでしなくてもいいよっ

ていうのはあるんですけど、ただ先ほどから言っておりますようにインフラは別として、建物については今までそういったことをしたことがございませんので、今回、総合管理計画を作るに当たっては、やはりそういった建物の状況っていうのは知っておかないと、なかなか個別のものについてどんな状況にあるのかということを見ていきませんと、いつ頃どうなりそうかと言ったようなことは全くわかりませんので、個別計画は後でも良いとは言いつつ、建物等につきましては、この総合管理計画を作るこの機に、診断等もした上で、どれくらいこの後使えそうかと言ったようなことまで見ていく必要はあると思っておりますので、それについてもあわせて行っていきたく思っております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは、資料3につきましてはこれで終わりたいというふうに思いますが、合わせて資料5ですね。今日詳しく、関連づけて指針と説明を課長の方からいただきましたけれども、この点、今日、指針を差し上げてすぐのことでもありますのでね、十分、目を通していただければありがたいなというふうに思います。何かその中で質問がございましたら、お受けをしておきたいと思っております。何かございませんかね。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

先ほどから指針と資料3は終わったんですけど、資料3の指針を見ながらこの資料5の説明をずっとされてたんですが、長崎県の総合管理ということで、基本方針ということですね。基本的にはこれに似せたような形で長与町も作っていくということで考えておられるんですか。

**○委員長（岩永政則委員）**

松尾部長。

**○企画振興部長（松尾義行君）**

今日、この県のものを用いたのは、この資料3の指針だけではなかなか分かりづらいのでイメージということで、提出させていただいたところですけども、基本的にはさっき言いましたように、記載すべき事項というのは網羅されてますので、網羅しなければいけないことについては、同じような形になっていこうかと思っておりますけども、施設の規模等全然違いますので、そのあたりで変わってくると思っておりますが、基本的な格好としては大体こんなものになっていくのかなと思っております。

**○委員長（岩永政則委員）**

良いですかね。それじゃですね、十分内容はですね、先ほど言いますようにまたお帰りになってですね、目を通していただければ良いんじゃないかなというふうに思います。今日の質疑はこれで終わりたいと思っております。

見出しのですね、この次第の中で先ほど言いますように、1の②公共施設等管理、この取り組みの状況について、資料4がございますが、これについて説明を求めます。

久保平課長。

#### ○企画課長（久保平敏弘君）

それでは取り組み状況でございます。資料4の1ページ目、1枚目ですね、27年10月1日現在で、これは包括的な表現です。都道府県指定都市市区町村での策定状況でございます。なかなか進んでいないという状況がこれで見とれると思います。策定はですね、全団体において予定はございます。策定済みの所をご覧ください。都道府県においては15団体31.9%、指定都市においては10団体50%、市区町村において88団体の5.1%となっております。

策定、未策定の団体の中で、28年度までの策定を想定しているのが、都道府県18、指定都市10、市区町村1,196、ほぼ残り全て、29年度以降というものが、市区町村に14団体0.8%がございまして。これはちょっと理由は分かりませんが、そういった状況でございます。

続きまして、2枚目でございます。これは都道府県ごとの策定状況を示しております。長崎県はこの段階では策定は進んでおりませんが、その後、策定が終了して、先ほどご説明したとおりの内容ということでございます。

その次のページは指定都市の状況でございます。そしてその次のページですね、これは都道府県ごとの内容でございます。長崎県においては27年度中の策定が4団体19%、28年度を想定しているのが残りの17団体、残り81%というところで、大半の団体が28年度の策定を想定しているというところでございます。

次のページはそれぞれの具体的な策定の予定時期とそれぞれのこの段階での担当課をお示しているというところでございます。取り組み状況等については以上でございます。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。

1番最後に県内の状況の市町分がありますように、4団体が策定済みと、他が28年度で策定ということになっておるようでございます。何か質問ございませんか。

饗庭委員。

#### ○委員（饗庭敦子委員）

今、取り組み状況をお伺いして、28年度に作成されるとずっと言っておられるんですけど、28年度の何月ぐらいを目途に作成されるか教えてください。

#### ○委員長（岩永政則委員）

松尾部長。

#### ○企画振興部長（松尾義行君）

スケジュールにつきましては、先ほど来お話をしているとおり、建物の診断などもしていかなくちゃいけませんので、それは私ども職員ではできませんから、そのあたりも含めて業者に委託をしたいと考えておりますので、そういったところを考えますと、もう年度いっぱいというような形になっていこうかと思っております。以上です。

#### ○委員長（岩永政則委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

年度いっぱいということであれば、そのスケジュールを提示していただくことは可能でしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

それにつきましてはですね、4月早々に業者を決めたいと思っておりますので、その中で業者と一緒にスケジュールを立てていく必要がありますので、予定ではもう一度4月に予定されてるといふふうに聞いておりますので、その時には一定のものがお出しできるような状況になっているんじゃないかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

スケジュールにつきましてはですね、前回からはスケジュールを冒頭に持ってきたんですが、今回、年度も変わる、所管も変わるというような状況で、今、管財でなんか所管をするような状況にあるようで、だから先ほどちょっと言いましたように、4月の早い時期に次回はしたい。そうしますと組織もはっきりできるということからですね、スケジュールを今回はちょっと後に回してですね、次回に提示をいただこうと予定をしておりますのでね、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。他にこの資料4につきましてはございませんかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先ほどお答えの中で、診断等の個別の診断等が必要になってくるということを仰られたんですが、この個別の先ほどの資料5の25ページから以降に載ってる、個別のこういったものまで今回の28年度に仕上げることで考えておられるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

県の資料でいうところの25ページ以降にその施設ごと、種類ごとの方針。これは個別計画の上にある大きな方針になりますけど、例えば、もう町営住宅とかできていますので、逆にそのことをここに書くだけになってきますが、先ほどから申し上げており、こういう建物ですね、これについて一切今まで何もしておりませんので、特にもう今回やらなければならないっていうのも、インフラよりはむしろこういう建物ですね。庁舎、学校、体育館、そういったものについての診断というのは、一定した上で、どういう状況にあるかと、どれくらいもちそうかというところが分からないと、全体の方針も決められないということになってきますので、そこについては個別計画というきちんとしたものになるかどうかは分かりませんが、途中段階といいますか、そういう状況を知

るところまでは、28年度並行してやらないと方針が立てられないと思っています。

#### ○委員長（岩永政則委員）

いいですかね。他にございませんか。

それではですね、資料4の説明は、質疑を終わりたいというふうに思います。執行側、部長、課長につきましては、もうこれで終了させていただきましょかね。どうもありがとうございました。

それではですね（2）の長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会中間報告についてを議題といたします。

皆さんこれは承知のように昨年の9月に特別委員会が設置をされまして、その時に4点がございました、調査事項がございます。

再度確認をしながら進めたいと思いますが、一つはまち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。2番目が第9次総合計画に関すること。これが一応終わったという事になるわけです。今日初めて協議いただいておりますが、3の公共施設等総合管理計画に関すること。それから、その他ふるさと創生及びまちづくりに関する以上4点でございました。したがって、1につきましてはですね、27年12月17日の第5回の委員会をもちまして、調査研究を終了いたしましたわけでございます。

本日の委員会に付されています、公共施設等総合管理計画に関することにつきましては、今後も年度を越えて調査研究が行える状況でございます。先ほどからありましたように、28年度いっぱいにかかる、29年3月まではかかるということがあったように、この27年度を越えてですね、まだまだ今後続けていく必要があるということから、したがって、けじめをつけるという意味で3月の定例会に中間報告をすべく、本日、その報告内容の検討を議題といたしておるところでございます。

中間報告につきましては、去る2月4日に到着すべく送付を皆さんがたにさせていただきました。これは非常に時間が足らずに、後の議会運営委員会の折にでもどうかなということ考えておったんですが、またそちらの方にも迷惑をかけてはいかないということで急遽整理を、事務局と一緒にさせていただきました。したがって不備な点が多々あるというふうに思いますが、皆さんがたに見ていただいておりますのでね、今日、内容を悪いところなり、あるいはこうすべきだというところがあれば出していただきまして、皆さんと一緒に訂正等を含めて思案をしていきたい。また、その後、いろいろこう訂正等もあるというふうに思うんですね。まだ、期間ございますから、それにつきましては、委員長、副委員長にお任せをいただければありがたいということで、その前段として今日ですね、皆様方からご意見を聞かせていただきたいというふうに思っております。

差し上げておりますものをちょっと広げて見ていただきたいというふうに思います。持ってきておられますかね、いいですかね。1枚めくって2ページですね、5行目に質疑についてはすべて掲載することできなかったことをご了承いただきたい。という表

現をしておりますが、この言葉はですね、1ページのですね、第1回27年10月9日  
ですね。その前の1、説明と主要な質疑等についてというのは、これを削除していただ  
きまして、そしてこのところに、先ほどの質疑については、すべて掲載することでき  
なかったことをご了承いただきたいと思います。ということで、挿入をして、2ページ  
は削除。

この1ページの1、説明等主要な質疑等について。これはですね抹消をお願いをした  
いというふうに思います。

それから、3ページのですね、下から4行目、質疑ってありますね、点々がありますが、  
これは削除をお願いしたいと思います。

SNSですね、ソーシャルネットワークサービスという略のようです。SNSこれが  
もっと前に来るということをごさいます。それから前後して申し訳ないんですが、2ペ  
ージの1番上、「2008年から人口減少時代に今後ますます加速化して進むことが」  
としておりますが、「して進むこと」まで削減していただければどうかと、今後ま  
すます加速化が予測されているというようなつながりが順当じゃなかったかなと思っ  
て読んでたらですね、そういう感じをいたしておるところです。そういうことで、前段には先  
ほど申し上げたようなことを前段として書いてですね、あとは第1回の10月の9日以  
降ですね。次のページ、第2回、第3回、第4回、5回ですね。ずっと順序を追って書  
いております。6ページのですね、下から5行目、下水道普及率で、「現状地」土地の  
地になってますが、値の値ですね。人偏ですね。これを訂正をお願いします。申し訳  
ないです。そういうことで、それぞれ回ごとに質疑を受けておりますが、その内容等につ  
いては先ほど言いますようにですね、全部掲載するのは、非常に困難でございましたの  
で、要約をさせていただいたということをお断りを前段でさせていただきました。

それから最後の7ページには大きい2とありますが、大きい2はですね、削除して  
いただければどうかと思います。長与町ふるさと創生、この経過ですね、経緯。それか  
ら8ページにつきましては、1番上の3、大きい3はですね、これも同じく削除しても  
いいんじゃないかなというふうに思います。そういうことで書いておりますけども、何  
か皆さん方でお気づきの点はありませんかね。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

非常にご苦労されてですね、報告書が出されているんですけども、今回、非常に私  
よかったなと思うのは、各議員がいろいろ質疑をした中身が総合戦略の中に盛り込まれ  
たわけですよ。今回これ読んでみますと、質疑があったというのは書いてあるんです  
が、せっかくこう盛り込まれたことが書かれてないもので、これは例えば住民の方が、  
インターネット等情報公開で読んで、質疑を受けて聞いただけかというふうな受けとめ  
られ方するのもちょっと残念なものですから、全部書けるかどうかは別として、せ  
っかく私たちが議論してそれが行政側もそうだなということで納得して盛り込まれた分につ

いては、誰が言ったとか書く必要ないですけども、議会在が果たした役割としては、記録に残した方がいいんじゃないかなと思います、その点いかがでしょうね。

○委員長（岩永政則委員）

皆さんそう思いますよね、私もそう思います。確かにそういう表現はですね、実はしておりません。十分、執行側も議会の意向を酌んでですね、それぞれ盛り込まれておるものですね、計画としてあるというようなことを入れたらいいかもしれませんね。そのように何か入れましようかね。皆さんどうですかね。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今の件は、第4回か5回のときに、特別委員会からの意見要望等ということで、要望とそれに対する対応とかいうのが、執行側から出されておりますので、そこを添付しておけば事足りるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

それがありましたですね。皆さん覚えておられますかね。それは個々のものでしたよね。それ以外に、回を重ねる度に質疑があつて、提案もあつてはあったんですね。総まとめにしたものではなかったんじゃないかな。

今、事務局からですね、文章の提示があつたんですが、執行側が最後に青色で計画書に、これは議会だけではなくして、審議会等も含めた訂正がありましたよね、それは入れておりますね、これを添付しておきましょうか。その表現をちょっとどこかに入れるように、それもいいかもしれませんですね。それでいきますかね。それが喜々津さんが言われるのもそれだということにもつながりますよね。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

また、これからそれを全部議事録を見て、引っ張り出してやるというのも大変だと思いますし、基本的にこの特別委員会が出た意見をどういう風に取り上げたかということはそこに書いてましたので、その部分について添付しておけばいいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

それでは先ほど言いました青で書き入れたものにつきまして、これは添付をするということで皆さん方ご了解いただけますかね。いいですか。そのようにいたしたいと思います。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私もちょっと読み込んで、事前にいただいたので、字句整理を行う部分が何カ所があるんですよね。時間も時間ですので、これは後から提出しますので、後はもう委員長の方で調整をしていただくということでよろしいでしょうか。

今さっき幾つか仰ったんですけど、まだ何カ所があるようです。

○委員長（岩永政則委員）

それではですね、何かあれば事務局の方に、ちょっとメモでもお渡しをいただければということで決定をさせていただきます。

安部委員。

○委員（安部都委員）

安藤委員が言った所で、字句の訂正を今、言おうかなと思った所です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、（２）の長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会の中間報告につきましては、再度申し上げますが、青で訂正した資料等を添付をしていくということと。字句の訂正等があれば、事務局にご提出をいただいて清書をしていきたい。

その他につきましてはですね、冒頭言いますように委員長、副委員長に一任をいただきたいというように思うわけでございます。

以上で質疑等も終了させていただきます。次回はですね、言いますように4月の早い時期にスケジュール等含めてですね、全体的な進め方を含めてご検討いただこうということで、予定をさせていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、第6回長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を閉会をいたします。

皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

（閉会 11時48分）

委員長